

# 議会運営委員会

平成25年2月22日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      中川 靖広  
小野 隆雄                      飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長      西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長      藤原 伸宏                      同 係 長      安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小野委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に中川委員、小野委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりです。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

1. 協議事項（1）平成25年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、前回の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、3月1日（金）から3月25日（月）までの会期25日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成25年第1回斑鳩町議会定例会は、3月1日（金）から3月25日（月）までの会期25日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、3月議会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

それでは、平成25年第1回斑鳩町議会定例会におけます付議予定議案につきましてご説明を申しあげます。

今議会で予定しております提出議案数は、お手元の資料でございますように議決案件が21件、同意案件が8件、報告案件が監査結果報告を

含み4件、合計で33件でございます。

まず、議決案件であります。

1つ目の斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございますけれども、新型インフルエンザ等の対策の強化を図るため、国の特別措置法が公布されまして、本町におきましても斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、この条例を制定するものであります。

2つ目に、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてでございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法でございますけれども、これによる権限移譲に伴う道路法の一部改正によりまして、町道の構造の技術的基準を定めることから、この条例を制定するものでございます。

3つ目に、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてでございます。本町の公共施設等の整備事業資金に充てることを目的としまして、斑鳩町開発指導要綱に基づく施設協力費をもって積立てしてきましたが、平成16年4月にこの施設協力費を廃止していることから、この条例を廃止するものでございます。

4つ目に、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてでございます。斑鳩町土地開発公社の解散に伴い、公社の残余財産2,200万円をこの基金に積み立てることから、基金の額を7億4,400万円とするものであります。

5つ目に、斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてでございます。都市計画税の積立てによるこの基金は、今日まで都市計画税の総額が下水道事業などの都市計画事業に充てられていることから、本条例を廃止するものであります。

6つ目に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が改正されたことから、寡婦あるいは寡夫の控除につきまして、年金所得者の個人町民税の申告手続きを簡素化すること、また下水道除外施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を市町村が定めることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

次に7つ目、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。あわ保育園の保育室への改修に伴い、受入児童の増加が図れることから、入所定員を150人から230人に改正を行うものであります。

次に、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,278万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ91億7,554万3千円とするものでございます。

歳入予算の主な内容としましては、国庫支出金で、国民健康保険に係ります保険基盤安定負担金の確定による減額補正、また法隆寺周辺地区都市再生事業としまして、町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備、それから道路維持のための路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修、また、西老人憩の家、あゆみの家、鳩水園、町民プール管理棟、観光会館の公共施設耐震診断について、国の補正予算の活用により事業の前倒しを行うため、その社会資本整備総合交付金の増額補正。それから、斑鳩東小学校の耐震補強工事については、国の復興予備費活用事業により前倒しをして実施することから、学校施設環境改善交付金の増額補正でございます。

県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金の減額補正、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修に係る障害者自立支援特別対策事業費補助金受け入れの増額補正、また、溜池の耐震性等の緊急一斉点検を実施することに伴いまして、震災対策農業水利施設整備事業費補助金の受け入れの増額補正をお願いするものでございます。

次に、財産売払収入では、斑鳩町土地開発公社解散に伴う残余財産を受け入れるための増額補正。また、寄附金では、教育費寄附金、福祉費寄附金、都市計画費寄附金、商工費寄附金のそれぞれの受け入れをお願いするものでございます。

また、繰入金では、公共施設整備基金及び都市計画事業整備基金を廃止することから、その基金残額の受け入れでその増額補正、町債では、町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備事業の財源措置としまして、まちづくり事業債の増額補正。また、可燃ごみ積み

替え施設整備事業債で事業費の確定によるその減額補正。また、学校耐震補強等工事の財源としまして、学校教育施設等整備事業債の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正でございます。

総務費では、職員の退職に伴う職員退職手当負担金の増額補正、土地開発公社解散に伴う残余財産を土地開発基金に積み立てるための増額補正。また、民生費では、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定によります増額補正、また、国の補正予算による前倒し事業である老人憩の家及びあゆみの家の耐震診断に係ります増額補正、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修等の増額補正、また、介護保険事業繰出費の補正や後期高齢者医療療養給付費負担金の確定によります増額補正。また、衛生費では、可燃ごみ積み替え施設整備事業費の確定による減額補正、前倒し事業である鳩水園の耐震診断の実施による増額補正などをお願いするものであります。

また、農林水産業費では、緊急減災対策を目的としたため池の耐震性等の一斉点検を実施することから土地改良事業費での増額補正。商工費では、前倒し事業で観光会館の耐震診断を実施するための増額補正をお願いするものでございます。

また、土木費では、町道の路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修について、国の補正予算に係る前倒し事業による増額補正や、町道215号線歩道設置や中宮寺交差点ポケットパークの整備に係ります事業費の増額補正。また、公共下水道事業特別会計において社会資本整備総合交付金の減額により繰出金の減額の補正をお願いするものであります。

また、教育費では、斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等の工事について、国の復興予備費活用事業によりまして前倒しによる増額補正、また、国の補正予算による前倒し事業であります、町民プール管理棟の耐震診断をするための増額補正をお願いするものであります。

公債費では、本年度の定時償還に係る利子の確定による減額補正。予備費では、今回の予算補正に要する財源として、3,206万8千円の

充当をお願いするものであります。

そのほか、継続費の補正としまして、可燃ごみ積み替え施設整備事業に係る経費が確定したことから、事業費の総額及び各年度の年割額の変更をお願いしております。

また、国の補正予算に伴う交付金等の活用により前倒し事業を行うため、本年度内において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費としまして、10事業の予算措置をお願いしております。老人憩の家耐震診断事業、あゆみの家耐震診断事業、鳩水園耐震診断事業、震災対策農業水利施設整備事業、観光会館耐震診断事業、道路環境整備事業、JR法隆寺駅周辺整備事業、地域防災計画策定事業、小学校校舎耐震補強事業、町民プール耐震診断事業でございます。

また、道路新設改良事業につきましては、繰越額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。この補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、歳入予算の増額及び減額補正を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額は、補正前と同額の36億3,706万4千円でございます。歳入の補正で、国庫支出金、県補助金とも、医療給付費に係ります保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額補正と、繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定による増額の補正で、今回の補正予算により、歳入欠かん補填収入で調整をするため、73万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,916万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,849万6千円とするものであります。

歳入予算の補正では、分担金及び負担金で公共下水道への接続件数の増加による増額補正、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の内示変更に伴う減額補正、繰入金では、一般会計繰入金で内示変更等に伴う減額補正。諸収入では、消費税還付金の額が確定したことに伴う増額補正。町債では、公共下水道事業債の内示変更及び流域下水道事業債の事

業内容の変更に伴う減額補正をそれぞれお願いするものであります。

歳出予算の補正では、公共下水道費の下水道新設改良費で、交付金の内示変更に伴う減額補正、流域下水道費で、事業内容の変更に伴う増額補正、また、地方債では、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る地方債限度額をそれぞれ減額補正をお願いするものであります。

また、繰越明許費としまして、流域下水道事業で県予算の増額補正に伴う繰越事業が実施されますことから、その財源となる市町村負担金を平成25年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,680万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億215万9千円とするものでございます。歳入予算の補正では、財政安定化基金交付金におきまして、保険料率の増加の抑制に係る奈良県介護保険財政安定化基金交付金を受け入れるための増額補正と、繰入金では、介護システム改修分の費用としまして、一般会計から事務費を繰り入れることとする増額補正をお願いするものであります。また、歳出予算の補正では、総務費で、システム改修費の増額補正と、基金積立金では、歳入で受け入れしました奈良県介護保険財政安定化基金交付金を介護保険準備基金に積み立てる増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成25年度予算といたしまして、まず、平成25年度斑鳩町一般会計予算について、次に、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、平成25年度斑鳩町大字財産区特別会計予算について、平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、平成25年度斑鳩町水道事業会計予算についての、それぞれの予算でございます。

次に、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての3議案につきましては、3つの公共施設において、それぞれ平成18年度から指定管理者制度を導入し、斑鳩町文化振興センターの管理運営につきましては、公益財団法人斑鳩町文化振

興財団を指定管理者に、また、斑鳩町観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所の管理運営につきましては、一般社団法人の斑鳩町観光協会を指定管理者として指定して、それぞれ管理運営を行ってきたところでありますが、引き続き平成25年度から平成27年度までの3年間を指定期間として、各法人に指定管理者を指定するものでございます。

続きまして、同意案件8件でございます。まず1つ目の斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてでございますが、現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が、平成25年3月28日をもって満了となりますことから、後任といたしまして、佐伯知輝氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、その1からその7まででございます。現委員の中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏、松本了洋氏及び吉田建四郎氏の7名全員の任期が、平成25年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き、中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏及び吉田尚子氏を選任することについて、また、公募による委員としまして、藤田齊氏及び松本了洋氏を選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、報告案件は、監査結果報告を含めまして、4件でございます。

まず1つ目に、監査結果報告につきましては、定期監査の結果につきまして、辰巳代表監査委員さんよりご報告をいただきたいと思っております。

それから2つ目に、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございますが、昨年8月2日、興留8丁目地内の町道におきまして、歩行者がつまずき左足の骨折を負わせたことにつきまして、その損害賠償の額が決定をいたしましたことから、平成24年12月21日付けで、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について町長専決処分をさせていただいたものでございまして、同条第2項の規定により議会にご報告をするものであります。次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）でございますが、今申しあげました損害賠償の額の決定に伴い専決処分をさせて

いただいたことにより、補正予算の専決処分でございます。損害賠償に係ります保険金の受け入れと損害賠償金の支払いでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,275万4千円とする補正予算につきまして、議会の議決により指定された事項について、同じく平成24年12月21日付けで専決処分をさせていただいたものでございまして、議会にご報告を申しあげるものでございます。

次に、平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてでございますが、これにつきましては、平成25年度の斑鳩町文化振興財団の事業計画等につきまして、ご報告をするものでございます。

以上が、平成25年第1回定例会に提出を予定しております議案等の内容でございます。

よろしくお取り計らい方、お願いを申し上げます。以上です。

委員長 　ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。　中川委員。

中川委員 　この一番最初の斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部というのは、今現在も設置されている組織ですか。

総務部長 　そうでございます。が、これは町で単独で今まで設置したものでございますが、今回、国の法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されまして、全国的にこの法律に基づいて、新型インフルエンザ等対策本部を設置するものでございまして、今回からは、この法に基づくということで条例化をさせていただいております。今までは、要綱で町単独で設置しておりましたものが条例化したということでございます。

委員長 　よろしいですか。他ございませんか。　木澤委員。

木澤委員 　今回、辰巳監査委員が退任されるということで、非常に長いこと頑張ってくれてはって、残念やなあと思うんですが、年齢的なものと本

人さんは辞めるということに対して、どういう理由で辞められるのですか。

総務部長 辰巳監査委員におかれましては、もう3期12年していただきまして、年齢も高齢といたしますが、70歳を超えておられますので、今回は辞めたいという本人のご意思がございましたので、今回、新たに新しい監査委員さんを選任させていただくという経緯でございます。

委員長 他ございませんか。  
他に質疑、ご意見等ないようですので、付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、日程7、報告第1号、監査結果報告についてですが、辰巳代表監査委員に出席を願いまして、定期監査の結果報告と財政援助団体の監査結果報告をしていただくことにしたいと思います。なお、辰巳代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。

次に、町長から平成25年度の施政方針の説明を受けることにいたします。このあたりで、概ね12時前後になろうかと思っておりますので、会議進行の状況をみながら、休憩をとっていただき、その後、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。この休憩につきましては、

議会の進行状況いかんによって前後すると思いますが、議長のほうでご配慮をお願いしたいと思います。

次に、付託議案の取扱いですが、既に各常任委員会であらかじめ説明がされていることとは思いますが、付託先などについて確認をいたします。

まず、日程 8、議案第1号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例については、厚生常任委員会へ付託。日程 9、議案第2号、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例については、建設水道常任委員会に付託。日程10、議案3号、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例については、総務常任委員会に付託。日程11、議案第4号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程12、議案第5号、斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についても、総務常任委員会に付託。日程13、議案第6号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程14、議案第7号、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。

次に、日程15、議案第8号、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてから、日程16、議案第9号、日程17、議案第10号、日程18、議案第11号の以上4議案については、補正予算ですので、予算決算常任委員会に付託。

また、日程19、議案第12号、平成25年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程20、議案第13号、日程21、議案第14号、日程22、議案第15号、日程23、議案第16号、日程24、議案第17号、日程25、議案第18号までの以上7議案につきましても予算決算常任委員会に付託することといたします。

次に、日程26、議案第19号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託。日程27、議案第20号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定については、建設水道常任委員会に付託。日程28、議案第21号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についても、建設水道常任委員会に付託。

3月定例会に提案が予定されている議案のうち委員会付託となりますものは、以上ですが、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

以上申し上げました21議案につきましては、委員会付託表のとおりそれぞれ付託することといたします。

次に、日程29、同意第1号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、また次の日程30、同意第2号から日程36、同意第8号までの斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、以上8議案につきましては、人事案件でございますので、慣例によりまして、初日に即決したいと思います。また、同意第2号から同意第8号までの7議案につきましては、いずれも政治倫理審査会委員の関係でございますので一括議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。同意第1号から同意第8号までの人事案件8件につきましては、初日にお諮りいただくこととし、同意第2号から同意第8号までの7議案につきましては、一括議題といたします。

次に、日程37、報告第2号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と日程38、報告第3号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、報告案件でございますので、慣例により初日に報告いただくこととし、また関連する報告でもありますので一括して報告いただくことにしたいと思います。また、日程39、報告第4号、平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につつま

しも報告案件でございますので、慣例により初日に報告していただくことにいたします。

3月定例会に付議予定の議案につきましては、以上ですが、ただ今、確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをいたします。

総務部長のほうから何か他に報告等しておくことがございますでしょうか。 西本総務部長。

総務部長 一つだけご報告、お願いがございます。3月1日の本会議の初日におきまして、この日、法隆寺国際高等学校の卒業式が午前10時から行われる予定でございます。当日は地元の代表といたしまして教育長が出席をいたしたいので、午前中は本会議を欠席をさせていただきたい旨お願いを申し上げます。なお、午後から本会議に出席をさせていただく予定でございます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、総務部長は他の公務もありますので、ここで退席をさせていただくことといたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

( 午前 9時29分 休憩 )

( 午前 9時29分 再開 )

委員長 再開いたします。

続きまして、(2)陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに2件の陳情書などをお受けしております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、これまでに提出を受けました2件の陳情書などにつきまして  
局長 て、提出を受けた経緯などご報告をさせていただきます。

まず、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書ですが、去る2月14日に兵庫県伊丹市の井田敏美さんからメール便で送られてきたものでございます。

陳情書の内容を簡単に申し上げますと、中国において、民主活動家、人権活動家、法輪功学習者やチベット人などの少数民族が深刻な迫害を受けており、特に、法輪功学習者とその残虐刑罰案件の3分の2を占めていること。また、中国で毎年行われている臓器移植の数が世界第2位であるけれども、臓器移植の手術件数と出所が識別できる臓器の数量との間に著しい相違があること。また、中国の臓器移植手術が2000年から増加をしており、法輪功に対する迫害が発生した時期と一致すること。中国共産党が法輪功学習者の臓器を摘出して売買、いわゆる臓器狩りが行われていること。臓器売買のために宗教あるいは政治犯を殺害する行為は、驚愕的かつ容認できない人権犯罪である。以上のような趣旨から、2ページの裏面ですけれども下のほう、陳情事項といたしまして、各都道府県、市町村は住民が臓器移植の目的で中国へ渡航することを禁止する条例を制定すること。また、日本政府に対しては、同様に日本国民が臓器移植の目的で中国へ渡航することを禁止する法律を制定すること。このほか、②から④といたしまして、中国政府、中国共産党に対し、法輪功学習者や少数民族に対する臓器狩りの停止、臓器移植の全面的公開調査と首謀者の起訴、法輪功に対する迫害の停止などの要求を行うことなどを求められているものでございます。

次に、2点目でございます。速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願でございます。これにつきましては、奈良弁護士会より郵送にて送られてきまして、2月18日に受付けをしたものでございます。

その内容でございますけれども、裁判員裁判を円滑に実現するため、

裁判で供述調書の信用性が争われた場合でも、取調べの状況を検証でき、信憑性を容易に判断できるよう取調べの可視化を講じる必要があること。また、捜査官による自白の強要や虚偽自白、冤罪を防止することができ、被疑者や被告人の人権保障を図るうえで必要不可欠である。このようなことから、速やかに取調べの可視化を求める意見書の採択を求められているものでございます。

なお、この文書のタイトルに、請願と書かれておりますけれども、紹介議員もございませんので、請願法に基づく請願ではございませんので、念のため申し添えます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、局長から説明がありましたが、これら陳情書等の取扱いについて、提出を受けました順に一つずつ委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

まず、はじめに、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書について、委員皆さまのご意見をお受けいたします。

中川委員。

中川委員 　今、内容を簡単に見せていただいたら、ほとんど中国国内の問題であるように思いますので、日本国政府が中国のしていることに口を出すこともないやろうと思いますのでね、もう各議員に配布でええのかなと、そのように思います。

委員長 　他ございませんか。配布ということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 　ただいま議題となっております陳情書については、各議員に配布することを確認をしておきます。

次に、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願について、皆さまのご意見をお受け

いたします。 飯高委員。

飯高委員 以前に、この可視化について、議会でも取り上げてしてあったと思うんですけども、ちょっとその経緯、今忘れたんですけど、どうですかね。ちょっと局長、覚えがあればお願いいたします。

議会事務局長 平成22年の確か3月議会だったように記憶しておるんですけども、その際には、議員提案で提出をされまして、本会議場において採決の結果、否決になっております。

飯高委員 今、局長言われたように、その当時、そういう形で否決になっているということで、これについては今回、まず議員さんに配布していただいて、また見ておいていただければと思います。

委員長 配布ということです。他に。 小野委員。

小野委員 22年当時とまた様子も変わってきているのかなあと、世間の考え方もね。どんどんと進んできてますし。できたらもう一度委員会で、どの委員会になるのかちょっとわからないけど、審議して結論出してもいいのかなと、そのように思いますが。

委員長 二人、意見分かれていますけれども、他の委員さん。 辻委員。

辻委員 私、22年当時ということで、こういうの出てあったのかなという気も、あの時、多分提出者が違うかったなという気がしますけども、今、小野委員が言われるように、ちょっといっぺん委員会で審議するのも一つの方法かなと。前もいっぺん出てますので。もう既に3年。一応委員か付託してもええかなというような気がします。

委員長 小野委員、辻委員は、付託してはどうかということでございます。中川委員、どうですか。 中川委員。

中川委員 だれが議員提案されたのかな、副委員長。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 9時37分 休憩 )

( 午前 9時46分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。 辻委員。

辻委員 休憩中にいろいろ考えましたけれども、もう少し勉強したいということで、今配布ということで。

委員長 辻委員のほうから配布ということになっておりますけれども、それによろしいでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 私の意見としては、以前提出した経緯もありますけれども、今回、あらためて弁護士会からこういうふうには要請がきましてですね、裁判員裁判が広がるもとの、やっぱりそうした取調べの客観性というのが裁判員裁判でも判断をするのに重要になってくる部分かなということもありますんで、私としては、委員会に付託して審議をしたいなと思うんですけども。

委員長 付託という方が2名、配布が2名でございますんで、ここで採決したいと思いますけども。この件について、配布にとどめるか、付託をするか。 小野委員。

小野委員 斑鳩の町議会はいつもこういう具合にして、議論して、配布するか付託をするかと、いろいろ議論をしてもろてるんで、ありがたいなと思います。それで、配布をしたからということで、議員提案の道もありますので、いろいろやっていける道も残っていますので。以前はどうも議員

発議だったというのは、聞かせてもらってます。その時の経緯とか、今までこのことについての議論されたことが、もうちょっと、もう一回明らかにするためにもね、やはり一回付託したんだと、陳情者に対しても話ししたんだと、その結果が不採択になってもそれは仕方がないんだと思いますけれど。その当初、22年の時に、意見書採択の議員提案された経緯と、今回のこの弁護士会の会長からの要請と、また違うとしてもね、一度私は、議会として委員会で審議しておくほうが、私はベターではないのかなと、そのように思います。

委員長 今、小野委員のほうから、委員会のほうで一応取り上げて審議してはどうかということでございます。この件について、一応委員会に付託するという形をとらせていただくということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、付託先について。 木澤委員。

木澤委員 どこの所管になるのか判断しづらいものがあって、議運で取り扱うのがふさわしいのかなと思います。

委員長 今、木澤委員のほうから、議運のほうで取り上げて審議してはどうかということでございますけれども、そういう形をとらせていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております請願につきましては、定例会に上程し議会運営委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

陳情書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

次に、（３）議長諮問についてを議題といたします。

1月の委員会で、委員会構成についてご意見をいただき、一定のとりまとめをさせていただきましたので、それらを踏まえまして委員会条例と先例と慣例の改正素案を作成させていただきました。まず、この素案についてご意見をいただき、まとめていきたいと思っております。

それでは、事務局から素案の説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それではまず、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例案からご説明をさせていただきます。2枚目の新旧対照表をお開きください。

第2条の常任委員会の名称と定数でございますが、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会については、現行の定数6人をそれぞれ7人に改め、第4号の予算決算常任委員会を削除いたします。また、広報発行常任委員会につきましても、定数を5人から7人に改めまします。次に、第4条の2第2項の議会運営委員会の定数ですが、6人から7人に改めるものです。

次に、第7条第1項ですが、常任委員会を4つの委員会とし、各委員会の定数を7人といたしますことから、定数合計が28人となり、議長は委員会に所属いたしませんので、すべての議員がちょうど2つの常任委員会に所属することとなります。このことから、これまでのように、副議長が3つの常任委員会に所属するということがなくなりましたので、少なくともという文言を削除するものでございます。ここで一点ご検討いただきたいのは、以前、平成22年の役職改選の際に、議員が1名欠員となっており、常任委員会に2名分の欠員が生じることとなりましたことから、この時には、この2名分を補充し、2名の方が3つの常任委員会に所属したという経緯がございました。そのようなことから、第7条第1項で少なくともという文言を削除いたしますと、2つの常任委員会しか所属できなくなるということですので、平成22年のような弾力的な対応はできなくなるということになりますので、このあたりの議論をいただければというふうに思います。

次に、先例と慣例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目、10番の常任委員の選任ですが、議長は常任委員会に所属しないこととなりましたので、各議員から所属希望をお尋ねする際、議長は除く旨を明記することとし、付け加えるものでございます。ここで、総務、厚生、建設水道の3常任委員会で4名又は5名で委員を選出いたします。この方法は従来と同じでございます。次に、2段目ですけれども、予算決算常任委員会はございませんので、残りの広報発行常任委員を選出するため、3常任委員会からそれぞれ2名を選んでいただき、この6名に副議長を加えて、広報発行常任委員7名を決定いただきます。

次に、3段目でございますけれども、広報発行常任委員になられた方は、これで2つの常任委員会に所属するということとなりますので、広報発行常任委員になっておられない方、つまり7名の方が残っておられますので、この7名の方から希望をお聞きし、3常任委員会の7名分の空席を埋めていただきます。これで、すべての常任委員会委員が決定いたします。この後は、以前と同様で、それぞれの委員会の委員長を互選していただくこととなります。常任委員の選任の仕方につきましては、以上です。

次に、2枚目をご覧いただきたいと思います。2ページ目でございます。11番の議会運営委員の選任についてでございます。議会運営委員会は、各常任委員会委員の互選によって選出された7名ということで、総務常任委員会、厚生常任委員会及び建設水道常任委員会から各2名、そして、広報発行常任委員会から1名を選出して7名の委員を決定していただきます。ただし書き、政党は配慮するものとするというところは同じでございます。

次に、予算決算常任委員会を廃止し、予算決算の審査を特別委員会で行うため、12番の特別委員会の設置及び委員の選任の改正をするものでございます。当初予算及び決算審査のため、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会、水道決算審査特別委員会を設置することといたしまして、特別委員の選任方法といたしまして、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会からそれぞれ2名と広報発行常任委員会から1名を選んでいただき、委員7名で委員を構成するというものでございます。次の、また、というところですが、所管の委員会だけで

は十分な審査が難しいと判断されたものや、構成を考えたほうがより専門的な審査、調査が期待されるものについては、そのときの判断により特別委員会を設置し、ここまでは、改正前のただし書きの規定と同じ内容でございまして、委員の選任方法については、議会運営委員会において決定するものとするということで、選任方法についての取扱いを明記をいたしております。

次に、3ページ目でございます。24番の関係ですけれども、これにつきましては、12月議会において、会議規則に公聴会と参考人の規定を追加したことにより条のずれが生じ、第121条が第131条に変わっておりますので、この際、改正をするものでございます。

次に、35番ですが、予算決算は予算決算常任委員会で行うことがここでうたわれておりましたけれども、予算決算常任委員会の廃止に伴い整理をいたしました。まず、従前は見出しがございませんでしたので、予算及び決算の審査という見出しをつけております。一般会計、特別会計及び水道事業会計の当初予算及び決算の審査については、特別委員会で行うこととし、ちょっとただし書きは今ちょっと飛ばさせていただきます。下の段ですけれども、一般会計補正予算は、総務常任委員会に付託するものとし、特別会計及び水道事業会計の補正予算は、各会計の事務を所管する常任委員会に付託するものとする、ということで、平成18年以前の形に戻すような格好になっております。補正予算の関係につきましては、これまで慣例的に行われ、特にこの先例と慣例に明記されておりましたけれども、今回、明文化をしております。

戻っていただきまして、先ほどのただし書きでございます。波線の部分でございますけれども、ただし、建設水道常任委員会に議会選出の監査委員が所属していない場合は、水道事業会計の決算審査を建設水道常任委員会で行うものとするということで、これにつきましては、平成19年の改正の際に付け加えられまして、また、21年からは決算を予算決算常任委員会で行うこととされたことから削除された部分でございます。これにつきましては、平成19年と平成20年の6月の水道事業会計決算審査について、この規定を適用し、建設水道常任委員会で行っており、議員皆さまからも議会日程を別に1日とらなくてよかった、効率

的な運営ができたと好評でございました。ただ、このただし書きを設けますと、6月議会の日程を3月議会で確認をいたしますけれども、この時点では、5月の役職改選前ですので、水道決算を特別委員会で行うのか、建設水道常任委員会で行うのか、この3月の段階では不確定という状況となり、議会日程のお知らせもややこしくなるという不便さも一方では生じてまいります。このあたり、どうするのかご議論をいただければというふうに思います。

続きまして、最後のページ、4ページ目でございます。36番の委員長報告についてですが、委員長報告の順序から予算決算常任委員会を削除いたしております。次に、64番目、行政視察の関係につきましても、予算決算常任委員会を削除いたしております。次に、第3章の3番の委員の選出ですけれども、土地開発公社が廃止をされましたことから、土地開発公社監事の選任の定めを削除するものでございます。

以上簡単ですけれどもご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、事務局長から説明がありましたことについてのご質問、また、ご意見等がございましたら、お受けいたします。　小野委員。

小野委員 　今の難しいな、監査委員のことについて。

前からちょっと気になっとたんやけどね、今のこの同じことやねけど、常任委員の選任の10というところで、前段があって、「上記の3委員会からは、それぞれ広報発行常任委員を選出し」、古いほうも「上記の3委員会」となってますがね、今局長も3常任委員会って、常任を入れておいたほうが文章に残るからね、いいんじゃないかなと。局長もそういう説明されたように思うんですよ。ちょっと10番の上段の下、訂正する時にいっしょに常任委員会と、3常任委員会という言葉使ってもらって、そしてすっきりするのかなと思いますけど。ちょっとわかりにくいのですかな。局長も今、そのような説明しておられたと思いますので。プリントをするんだったら、そういう形で訂正してもらえたらありがたいと思います。

それと、水道決算の時の、議選の監査委員さんが建水に所属している

ときは、避けようということですが。もう一回考え直してみたらどうなんかなと思って。なぜ決算審査に議選の監査委員が出るのを控えたほうがいいのかという考え方とやめたほうがいいのかという考え方もあると思います。私も監査委員2年の経験はあるんだけど、他から見られたら感じが、違和感あるのかなと。監査委員としても決算監査したと。でまた議会でも審査すると。やっぱり不都合は不都合なんかなと思いますねけれども。それともう一点、6月に水道決算やります。議選の監査委員は、5月の臨時会で決まって、任期は6月いっぱい、確か前の監査委員さんやったと思います。実際問題として、その年の水道決算に携わっていないんやと思います。だから、もうそれで決定していけるのかなと思うんやけど。その点、もう一回整理してもらっておいたほうがいいのかと思います。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 すいません。まず、監査委員の関係なんですけれども、監査委員の関係につきましては、5月の役職改選で直ぐに代わりますと、水道決算を新しい監査委員でしなければならないというようなことから、その水道決算の決算審査を旧の監査委員が行うということで、5月いっぱいという形で決めておられます。ただ、斑鳩町議会の場合は、2年間という形でございますので、その辺も考慮していただけたらなと、そのように思います。

小野委員 いや、そうしたら水道決算を監査のほうでする場合は、5月いっぱい、監査委員ではない人にやってもらっているという、それでいいのかな。

議会事務局長 いわゆる2年間という取り決めをさせていただいているなかで、2年が経過をしたときの5月末日をもって辞職願を出していただいておりますので、その時の監査委員さんが監査をしていただくと。

委員長

暫時休憩します。

( 午前10時06分 休憩 )

( 午前10時15分 再開 )

委員長

再開いたします。 木澤委員。

木澤委員

今議論になっています水道決算をどうするかという話ですけれども、ここでただし書きで書いてくれていますけれども、これをなくして水道決算についても予算決算の特別委員会と同じように3常任委員会からメンバーを選出して、あらかじめ特別委員会として組むということであれば、住民さんにも案内できますし、日程的にも突然の変更等もなくてすみますので、スムーズに行くのではないかなというのが一点と、議員の所属について、「少なくとも」という部分については、柔軟性をもたせた運営をしていくなかで、万が一のこともありますので残しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので。

それと、小野委員から指摘がありました「3委員会」という表現になっていたのを「3常任委員会」というふうに訂正をしておくほうがいいのかなと、これもお願いしておきます。

委員長

それでは今、木澤委員のほうからありましたように、「3委員会」というのを「3常任委員会」という形に代えていただきます。それと、第7条については、「少なくとも」をこのまま入れておくということで、そのほかは、素案のとおり改正するという確認をしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、ただ今申し上げましたとおり確認をしておきます。

次に、先例と慣例の改正につきましては、水道決算に関するただし書き部分については削除し、他は素案のとおりにするということで、確認

をしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、ただ今申し上げましたとおり確認をしておきます。

以上で議長諮問につきましては、一定のとりまとめができましたので、最後に答申案についてご協議をいただきたいと思います。

既に、答申案に目を通していただいていると思いますので、修正等のご意見がございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、答申案をもって、この形で決定をさせていただきます。

議長諮問につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さまのほうから何かございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

ございませんか。議長の方から何かございませんか。

( な し )

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

長時間ご苦労さまでした。

( 午前10時19分閉会 )